

選 択 約 款

空調夏期契約

2024年9月15日実施

名張近鉄ガス株式会社

ガス小売事業者登録番号 E0102

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 料 金	2
5. その他	2
附 則	3
1. 本選択約款の実施期日	
2. 実施に伴う切替措置	
(別 表)	
1. 適用区分	4
2. 料金表 1	4
3. 料金表 2	4

1. 用語の定義

本選択約款において使用する用語は、次のとおりといたします。

- (1)「契約使用可能量」… 空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て）。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2)「空調機器」… 消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4)「単位料金の調整」… 当社は別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス小売供給約款23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。
- (5)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

2. 適用条件

本選択約款の適用条件は、次のとおりといたします。

お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

3. 契約の締結

- (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約1種、空調夏期契約2種のいずれかを契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、変更後の契約適用開始日は原則として、毎月15日までに契約成立となった分については当月定例検針日の翌日とし、毎月15日を超えて契約成立となった分については翌月定例検針日の翌日といたします。ただし、開栓と同時に申し込みをいただいた場合は、ガスの使用を開始した日（開栓日）より適用開始できるものといたします。
- (4) 契約の期間は、本契約の適用開始日から本契約を解約その他の事由により終了した日までとします
- (5) 本契約の解約又は一般ガス小売供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。
- (6) 2の規定に定める適用条件を満たしており、次の期間内である場合、他の契約種別（一般ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更の申し込みは、原則として承諾いたしません。
①新たにガスの使用を開始した場合は、本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算

月として12か月目の月の検針日まで

②契約種別（一般ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）を変更した場合は、
契約種別の変更の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで

4. 料 金

当社は、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月の検針日の翌日から11月検針の日まで）までの期間については、空調夏期契約1種には別表の料金表1を空調夏期契約2種には、別表の料金表2を適用して料金を算定し、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの期間については、一般ガス小売供給約款に定める料金表を適用して料金を算定します。

5. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2024年9月15日から実施いたします。

2. 実施に伴う切替措置

2024年9月の定例検針日以降で且つ10月1日以降に初めて支払い義務が発生する料金から、本選択約款を適用します。なお、2024年9月30日までに支払い義務が発生する料金は、本選択約款の実施前の選択約款に基づき料金を算定するものいたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表 1 空調夏期契約 1 種に適用します。

料金表 2 空調夏期契約 2 種に適用します。

2. 料金表 1 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	59,268.00 円
---------------------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	879.56 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	112.67 円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	10,820.70 円
---------------------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	879.56 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	121.10 円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。